

## 議会運営委員会記録

開 会 年 月 日	令和 3 年 3 月 1 日
開 会 時 刻	午前 8 時 58 分
閉 会 時 刻	午前 9 時 08 分
出 席 委 員 名	◎岡田善行    ○久保 真    宮崎 誠    中村 功
	北村 勝    楠木宏彦    野崎隆太    品川幸久
	西山則夫
	浜口和久（議長） 吉岡勝裕（委員外議員）
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	宮崎 誠    中村 功
担 当 書 記	森田晃司
協 議 案 件	1 予算特別委員会の設置について
	2 質疑・一般質問の順について
	3 伊勢市議会会議規則の一部改正について
	4 伊勢市議会委員会条例の一部改正について
説 明 者	議会事務局長    議会事務局次長    議事係長    議事係

## 会議の概要

岡田委員長が開会を宣告。議長発言の後、直ちに会議に入り、会議録署名者に宮崎委員、中村委員を指名決定した。

始めに「予算特別委員会の設置について」を議題とし、伊勢市議会予算特別委員会運営要綱に基づき、議長を除く23名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置することと決定した。

次に、「質疑・一般質問の発言順について」を議題とし、中村局長が、議案質疑は1名から、一般質問は9名から通告があり、配付資料の「質疑・一般質問事項」は、通告順に記載してあることを説明し、件数の配分も含め、3日間の議事の運営について協議したところ、品川委員から一般質問の発言順については通告順で、3日間の質疑・一般質問に係る議事の運営については議長に一任する提案があり、発言順について諮ったところ、事務局説明及び配付の「質疑・一般質問事項」のとおり決定した。続いて、3日間の議事の運営については各日の件数、時間配分なども含めて一切を議長に委ねることを諮ったところ、全員異議なく、その旨を決定した。

次に、「伊勢市議会会議規則の一部改正について」を議題とし、中村局長から別紙のとおり説明があり、諮ったところ、次回の3月19日開会の議会運営委員会で再度協議することと決定した。

次に、「伊勢市議会委員会条例の一部改正について」を議題とし、中村局長から別紙のとおり説明があり、諮ったところ、次回3月19日開会の議会運営委員会で再度協議することと決定し、委員会を閉会した。

上記署名する。

令和3年3月1日

委員長

委員

委員

### 【質疑・一般質問の発言順について】

それでは、議長に代わりまして、ご説明申し上げます。

質疑・一般質問の通告につきましては、2月24日・水曜日・正午に締め切らせていただきましたが、お手元に配付いたしました「質疑・一般質問事項」に記載のとおり、1名の方から議案質疑、9名の方から一般質問、合わせて10件の通告がございました。

資料の「質疑・一般質問事項」は、通告の順に記載してございますが、発言の順番につきまして、ご協議の上、ご決定いただきたいと思います。

また、質疑・一般質問を行う日程として、本日から3月3日・水曜日までの3日間を充てておりますが、件数の配分も含め、3日間の質疑・一般質問に係る議事の運営をどうするかにつきましても、併せて、ご協議いただきたいと思います。

なお、本日は、散会後に「予算特別委員会」を、お開きいただくことといたしておりますので、このこともご配慮いただいて、ご協議をお願いいたします。

### 【伊勢市議会会議規則の一部改正について】

それでは、「伊勢市議会会議規則の一部改正について」をご説明いたします。

お手元の資料2-1を御高覧ください。

全国市議会議長会より、「標準市議会会議規則の一部改正について」の通知がございました。

今回の改正は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たり、本会議や委員会への欠席事由として、育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、請願提出に係る署名押印の見直しをされたものでございます。

また、改正内容の詳細については、資料2-2及び2-3にございますので、後ほど御高覧ください。

伊勢市議会の会議規則につきましては、標準市議会会議規則を参考にしておりますので、同様の改正を行おうとする場合は、定例会最終日に、会議規則の一部改正を上程することになると考えております。

改正案については、現在作成中であり、委員の皆様には、後日、改正案を配付させていただく予定でございます。

また、最終日の19日の議会運営委員会で、改正案について、ご決定をお願いすることとなりますが、議案の提出方法につきましては、議会運営委員会の所管事項でございますので、委員会提出の方法でお願いしたいと考えております。

説明は以上でございます。

### 【伊勢市議会委員会条例の一部改正について】

それでは、「伊勢市議会委員会条例の一部改正について」をご説明いたします。

この件については、2月15日の議会運営委員会で説明させていただきましたとおり、令和3年4月1日に予定しております、当局の機構改革に対応するため条例を改正するものでございます。

資料3をご覧ください。

現在、委員会条例の改正案は調整中でございますが、参考として新旧対照表を作成いたしました。

始めに、総務政策委員会では、「清掃課」を「ごみ減量課」へ変更をいたします。

次に、同じく総務政策委員会所管内のカッコ書きであります「情報戦略局にあつては、」から「(以下「総合教育会議」という。)に関する事項を除く。」を削除いたします。

次に、教育民生委員会でも「清掃課」を「ごみ減量課」へ変更をいたします。

次に、同じく教育民生委員会所管内の、「情報戦略局」を削除いたします。

次に、同じく教育民生委員会所管内のカッコ書きであります「情報戦略局にあつては、」から「総合教育会議に関する事項に限る。」を削除いたします。

改正箇所は以上でございます。

委員会条例の改正（案）について、正式な改正案は、後日配付させていただきますが、現在の案について、今回持ち帰ってご検討いただき、3月定例会最終日の議会運営委員会で改正内容及び提出者のご決定をいただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。